

長野女子短期大学リポジトリ運用規程

(目的)

1. 長野女子短期大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する者により作成された教育・研究・社会貢献等の活動の成果（以下「成果物」という。）を恒久的に蓄積・保存し、学内外に発信・提供する「長野女子短期大学リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）を構築し、本学の教育研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

(管理・運用)

2. リポジトリの管理及び運用に関して必要な事項は、図書館及び紀要委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(登録者)

3. リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。
 - (1) 本学に在籍し、または在籍したことのある教員
 - (2) その他、学長及び図書館長が特に認めた者

(登録対象となる成果物の範囲)

4. リポジトリに登録する成果物は、以下のとおりとする。
 - (1) 本学研究紀要の掲載論文、学術雑誌掲載論文、その他
 - (2) 登録者が作成に関与し、登録を希望したもの
 - (3) 法令上、社会通念上または情報セキュリティ上の問題が生じないもの

(登録手続きと許諾)

5. 登録者が成果物の登録を希望する場合は、リポジトリ登録申請書を図書館長に提出する。ただし、電子的公開を前提としている本学研究紀要（平成 24 年度以降のもの）については、リポジトリ登録申請書の提出は省略することができる。
登録者は、図書館が行う次の行為については、すべて無償で許諾を与えるものとする。
 - (1) 成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納すること。
 - (2) ネットワークを通じて(1)の複製物を公開すること。
 - (3) 保存及び可読性の維持のための複製・媒体変換を行うこと。

(著作権)

6. 成果物がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(登録の削除)

7. 登録された成果物の削除は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。
 - (1) 登録者が、理由を付して削除の申し出を行い、学長及び図書館長が認めた場合
 - (2) 法に反する、公序良俗に反する、盗用・剽窃によることが明らかである、または内容が著しく不適切である等の理由により、委員会が削除を決定した場合。

(登録者の責任)

8. 登録された成果物の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

附則

この要項を、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。